

# 特定地域づくり事業の推進 (内閣府地方創生推進事務局)

5年度概算要求額 **6.0億円**【うち重要政策推進枠1.5億円】  
(4年度予算額 5.0億円)

## 事業概要・目的

- 地域人口の急減に直面している地域においては、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図る必要があります。
- このため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとなるよう、当該組合の安定的な運営を確保するための支援等を行います。

## 期待される効果

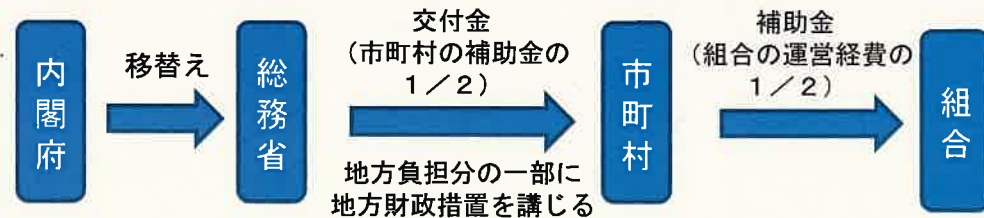
- 地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を通じて、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することが期待されます。

## 事業イメージ・具体例

- 特定地域づくり事業推進交付金
  - ・特定地域づくり事業協同組合の運営経費の1/2を市町村（市町村及び都道府県とすることも可）が補助します。
  - ・市町村（市町村及び都道府県とすることも可）の補助のうち、1/2を特定地域づくり事業推進交付金により支援します。

## 資金の流れ

- ・内閣府に予算を計上、総務省に移替えの上、総務省で執行



- 特定地域づくり事業推進調査費
  - ・特定地域づくり事業協同組合の活用を促進するための調査等